

福岡県公報

平成三十年十月二十六日
第四千三十八号
増刊
①

目次

告 示 (第九百八号―第九百十四号)

- 騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定の一部改正 (環境保全課) …………… 一
- 騒音規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準の一部改正 (環境保全課) …………… 一
- 特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準別表第一号に規定する区域の指定の一部改正 (環境保全課) …………… 一
- 振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定の一部改正 (環境保全課) …………… 一
- 振動規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準の一部改正 (環境保全課) …………… 一
- 振動規制法施行規則別表第一付表第一号に規定する区域の指定の一部改正 (環境保全課) …………… 一
- 県が管理する港湾施設の概要の一部を改正する告示 (港湾課) …………… 二
- 選挙管理委員会 (市町村支援課) …………… 二
- 政治団体の設立届 (市町村支援課) …………… 二
- 政治団体の届出事項の異動届 (市町村支援課) …………… 三
- 政治団体の解散届 (市町村支援課) …………… 五
- 資金管理団体の指定届 (市町村支援課) …………… 五
- 資金管理団体の届出事項の異動届 (市町村支援課) …………… 五
- 資金管理団体の指定取消届 (市町村支援課) …………… 六
- 公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定に関する告示の一部

改正 (市町村支援課) …………… 六

人事委員会 (人事委員会事務局) …………… 六

○福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人事委員会事務局任用課) …………… 七

正 誤 (人事委員会事務局任用課) …………… 七

○福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則 (平成三十年福岡県規則第三十九号) 中正誤 …………… 七

告 示

福岡県告示第九百八号

騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定 (昭和六十一年十一月福岡県告示第七百七十二号) の一部を次のように改正する。

平成三十年十月二十六日

福岡県知事 小川 洋

指定地域に係る図面のうち、那珂川町に係る部分を削る。

(当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第九百九号

騒音規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準 (昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十三号) の一部を次のように改正する。

平成三十年十月二十六日

福岡県知事 小川 洋

別添図面のうち、那珂川町に係る部分を削る。

(当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第九百十号

特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準別表第一号に規定する区域の

指定（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十四号）の一部を次のように改正する。

平成三十年十月二十六日

福岡県知事 小川 洋

別添図面のうち、那珂川町に係る部分を削る。

（当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第九百一十一号

振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十六号）の一部を次のように改正する。

平成三十年十月二十六日

福岡県知事 小川 洋

指定地域に係る図面のうち、那珂川町に係る部分を削る。

（当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第九百一十二号

振動規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十七号）の一部を次のように改正する。

平成三十年十月二十六日

福岡県知事 小川 洋

別添図面のうち、那珂川町に係る部分を削る。

（当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第九百一十三号

振動規制法施行規則別表第一付表第一号に規定する区域の指定（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十八号）の一部を次のように改正する。

平成三十年十月二十六日

別添図面のうち、那珂川町に係る部分を削る。

福岡県知事 小川 洋

（当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第九百一十四号

県が管理する港湾施設の概要（昭和五十一年九月福岡県告示第三百四十七号）の一部を次のように改正する。

平成三十年十月二十六日

福岡県知事 小川 洋

苅田港(4)臨港交通施設の表道路の部新松山1号線の項中

新松山1号線	京都府苅田町鳥越町13番2号地先 県道新北九州空港線との交差点	7.75	380
--------	------------------------------------	------	-----

を

新松山1号線	京都府苅田町鳥越町13番2号地先 県道新北九州空港線との交差点	7.75	914
--------	------------------------------------	------	-----

に

改め、同項の次に次のように加える。

新松山2号線	京都府苅田町鳥越町9番1 松山8号線との交差点	7.75	469.5
--------	----------------------------	------	-------

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第九十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六條第一項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七條の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとお

り公表する。

平成三十年十月二十六日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) 政党の支部

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
			一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	

自由民主党福岡県福岡市中央区 堤田 寛 渡部 博充 福岡県福岡市中央区 〇 三〇、六、一五
 第五支部 舞鶴二一八―一三

(ロ) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
---------	--------	----------	------------	-------

上田重光後援会 村上 功司 森下みよ子 福岡県京都郡みやこ町上原一 三〇、六、一八
 五三

うぬま武夫後援会 宇根 秀美 宮嶋つや子 福岡県飯塚市片島一四―六二 三〇、六、二〇

おじま武弘後援会 花田 勲 御厨 浩 福岡県福津市勝浦一〇二五 三〇、六、一九

かがやきの党 石橋 一海 石橋 一海 福岡県福岡市博多区奈良屋町五 三〇、六、二〇
 一〇 博多織会館五階

さくすい俊賢後援会 菊水 俊賢 村上 富美 福岡県北九州市八幡東区諏訪一 三〇、六、二二
 一三―二一五〇三

高山けんじ後援会 高山 賢二 高山美恵子 福岡県福津市勝浦三五三六 三〇、六、一四

富永よしゆき後援会 富永 芳行 富永 綾子 福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬一 三〇、六、二二
 〇二九―三 ホウシュウコーポ

篠栗九番館三〇二号室

原口まさひろ後援会 原口 正弘 原口 丈弘 福岡県田川郡川崎町大字池尻七 三〇、六、一八
 六九―二

藤木たかひろ後援会 藤木 高裕 藤木 真妃 福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲四 三〇、六、二二
 九二―一 サンハイム篠栗五〇
 一号

村上たくや後援会 村上 卓哉 城戸 章 福岡県田川市大字弓削田五一三 三〇、六、二〇
 一二

横山かずき後援会 横山 和輝 葉山 直伸 福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬九 三〇、六、二二
 九五―二 サンエイトYK三〇
 五号室

吉武けんじ後援会 吉武 憲治 吉武 智子 福岡県久留米市荒木町荒木四八 三〇、六、二六
 六一―一

福岡県選挙管理委員会告示第九十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成三十年十月二十六日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
---------	--------	------	---	---	-------

国民民主党 城井 崇 国会議員関係 法第十九条の七第 国会議員関係政治 三〇、六、九
 福岡県第一 福岡県第一 政治団体の区 一項第一号に係る 団体以外の政治団 体
 〇区総支部 分 国会議員関係政治 体

主たる事務所 福岡県北九州市小 福岡県北九州市小
 の所在地 倉北区東篠崎一 倉北区黒原三一
 四一―二〇一 四一八

代表者の氏名 城井 崇 原田 博史
 会計責任者の 緒方 文則 本多 秀司
 氏名

公職の種類（衆議院議員

第一号

国民民主党 稲富 修二 国会議員関係 法第十九条の七第 国会議員関係政治 三〇、六、九
 福岡県第2 政治団体の区 一項第一号に係る 団体外の政治団 三〇、六、九
 区総支部 分 国会議員関係政治 団 体

主たる事務所 福岡県福岡市南区 福岡県福岡市城南 区別府六―二二
 の所在地 野間四―一―三五 〇

代表者の氏名 稲富 修二 守谷 正人
 会計責任者の 稲富由紀子 田中 憲一

公職の種類（衆議院議員 第一号）

自由民主党 宮内 秀樹 主たる事務所 福岡県古賀市天神 三〇、六、一
 福岡県第四 選挙区支部 の所在地 四―八―一 四―八―五

自由民主党 大浦 純平 主たる事務所 福岡県福岡市東区 三〇、五、一四
 福岡県保育 推進支部 の所在地 千早―一―八―二 向野一丁目七―二

代表者の氏名 大浦 純平 永野 繁登
 会計責任者の 古賀 一郎 高木 靖哉

自由民主党 工藤 英昭 会計責任者の 石松 政雄 藤本 倫康 三〇、六、九
 宮若・鞍手 郡連合支部 氏名

自由民主党 田中 雅美 会計責任者の 関 達也 平川 實夫 三〇、五、一三
 柳川支部 氏名

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の 代表者 異動事項 新 旧 異動年月日
 の名称 の氏名

柏屋農政連 村山 聖 代表者の氏名 村山 聖 箱田 徳充 三〇、五、三〇
 氏名 会計責任者の 村山 聖 箱田 徳充 三〇、五、三〇

北九州市医師 宇野 卓也 会計責任者の 鶴留 洋輔 林田 信彦 三〇、六、二三

連盟小倉支部 氏名

北九州市獣医 西間 久高 政治団体の名 北九州市獣医師 北九州市獣医師 三〇、六、一
 師連盟 称 連盟 政治連盟

北九州市八幡 穴井 堅能 会計責任者の 植木 光彦 三浦 力 三〇、六、一五
 医師連盟 氏名

久留米医師連 田中二三郎 代表者の氏名 田中二三郎 北里 誠也 三〇、六、二〇
 盟 会計責任者の 井上 治 植田 省吾

近藤未治後援 近藤 甫 代表者の氏名 近藤 甫 近藤 正一 三〇、六、一六
 会 氏名

秀明会 宮内 秀樹 主たる事務所 福岡県古賀市天 福岡県古賀市天 三〇、六、一
 の所在地 神四―八―一 神四―八―五

田川まさる 田川 正治 会計責任者の 鐘江 四郎 黒坂 庄吉 三〇、六、二六
 後援会 氏名

筑紫医師連盟 石橋 正彦 会計責任者の 富田 義之 原 邦忠 三〇、五、二五
 氏名

福岡県社会福 小川 弘毅 主たる事務所 福岡県福岡市早 福岡県春日市一 三〇、四、一
 祉政治連盟 の所在地 良区原―一―一 一の谷―一―一 一八 波多江重 一三〇三号細山 田晃方気付

福岡県商工政 城戸津紀雄 会計責任者の 今村 修二 石井 和彦 三〇、六、一
 治連盟 氏名

福岡県商工政 仲野 弘尚 代表者の氏名 仲野 弘尚 富金原健三 三〇、六、一
 治連盟嘉麻市 支部 氏名 会計責任者の 野見山利三 仲野 弘尚

福岡県商工政 佐藤 剛 代表者の氏名 佐藤 剛 前田 哲男 三〇、六、一
 治連盟筑前町 支部 氏名 会計責任者の 杉谷 武浩 佐藤 剛

福岡県商工政 高田 市郎 代表者の氏名 高田 市郎 高岡 英紀 三〇、六、一
 治連盟福岡市 支部 氏名

早良支部

福岡県商工政 永島 勝次 代表者の氏名 永島 勝次 三〇、六、一
 治連盟宗像市 会計責任者の 福原 洋二 田村 政則
 支部 氏名

福岡県農政連 吉村 克之 会計責任者の 鬼塚 浩一 原田 正成 三〇、五、一三
 糸島支部 氏名

宗像薬剤師連 井野 博文 代表者の氏名 井野 博文 安東恵津子 三〇、六、二
 盟 会計責任者の 安東恵津子 井野 博文 氏名

柳川山門医師 渡辺 和彦 代表者の氏名 渡辺 和彦 金子 壽興 三〇、六、二八
 連盟

福岡県選挙管理委員会告示第九十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成三十年十月二十六日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
上田重光後援会（設立届出年月日 二六、一一、一七）	村上 功司	三〇、六、一八
江崎太郎後援会	江崎 太郎	三〇、六、二五
平松しゅういち後援会	平松 秀一	三〇、六、一
真島省三後援会	高瀬 英史	三〇、四、三〇
三嶋ひでゆき後援会	三嶋 栄幸	三〇、六、二七
村上たくや後援会（設立届出年月日 二六、二、一〇）	村上 卓哉	二九、一一、三一

福岡県選挙管理委員会告示第百号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金

管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成三十年十月二十六日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

資金管理団体の届出を公職の種類とした者（代表者の氏名）	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
高山 賢二	福津市議会	高山けんじ後援会	福岡県福津市勝浦三五三六 三〇、六、一四
富永 芳行	福岡県議会	富永よしゆき後援会	福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬一〇二 三〇、六、二六
村上 卓哉	田川市議会	村上たくや後援会	福岡県田川市大字弓削田五一三一二 三〇、六、二〇

福岡県選挙管理委員会告示第百一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成三十年十月二十六日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
宮内 實生	宮内實生後援会	主たる事務所	福岡県遠賀郡岡垣町大字波津七 八一一一	福岡県遠賀郡岡垣町公園通り三 一一一三四	二九、四、一
宮内 秀樹	秀明会	主たる事務所	福岡県古賀市天神四一八一	福岡県古賀市天神四一八一五	三〇、六、一

福岡県選挙管理委員会告示第百二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成三十年十月二十六日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
江崎 太郎	江崎太郎後援会	三〇、六、二五
三嶋 栄幸	三嶋ひでゆき後援会	三〇、六、二七
村上 卓哉	村上たくや後援会	二九、一二、三二

福岡県選挙管理委員会告示第百三号

公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定（昭和五十三年一月福岡県選挙管理委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成三十年十月二十六日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

指定した施設の表福岡市東区の項中

東公園市営住宅集会所	〃 〃 馬出一丁目七番
城浜市営住宅一四棟内集会所	〃 〃 城浜団地一四番一〇八号
城浜市営住宅一六棟内集会所	〃 〃 城浜団地一六番一〇八号

を

東公園市営住宅集会所

〃 〃 馬出一丁目七番

に、

馬出東市営住宅集会所

〃 〃 馬出一丁目二番六号

を

城浜市営住宅一六棟集会所

〃 〃 城浜団地一六番

を

馬出東市営住宅集会所

〃 〃 馬出一丁目二番六号

に、

同表福岡市博多区の項中

堅粕団地人權のまちづくり館

〃 〃 吉塚八丁目六番一六号

を

六高市営住宅一棟集会所

〃 〃 吉塚七丁目九番

を

堅粕団地人權のまちづくり館

〃 〃 吉塚八丁目六番一六号

に、

大井市営住宅集会所

〃 〃 大井二丁目一番

を

板付市営住宅五棟集会所

〃 〃 板付三丁目五番

を

板付市営住宅二四棟集会所

〃 〃 〃 二六番

を

同表福岡市西区の項中

市営野多目一丁目住宅集会所	〃 〃 野多目一丁目二番
弥永市営住宅一区集会所	〃 〃 弥永団地六三番
市営野多目一丁目住宅集会所	〃 〃 野多目一丁目二番

に、

を

同表福岡市南区の項中

新和町市営住宅集会所	〃 〃 親和町一丁目九番
------------	--------------------

に、

新和町市営住宅集会所	〃 〃 親和町一丁目九番
ニュー堅粕市営住宅一・二・三棟集会所	〃 〃 堅粕二丁目一三番

を

板付市営住宅一三棟集会所	〃 〃 板付三丁目一三番
--------------	--------------------

に、

板付市営住宅一三棟集会所	〃 〃 板付三丁目一三番
ニュー堅粕市営住宅四棟集会所	〃 〃 堅粕一丁目二五番一号

を

大井市営住宅集会所	〃 〃 大井二丁目一一番
-----------	--------------------

に、

人事委員会

福岡県人事委員会訓令第七号

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成三十年十月二十六日

事務局

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程（平成十二年三月福岡県人事委員会訓令第二号

）の一部を次のように改正する。

別表第一任用課の部第五項第八号中「任命権者」を「本人」に改め、同表任用課の部第十四項中「人事行政」の下に「の」を加える。

別表第二の三の表任用課の部第三号中「第九条第二項」を「第十条第一項」に、「扶養親族」を「届出に係る事実及び扶養手当の月額」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

正 誤

福重市営住宅第一集会所	〃 〃 福重団地一番
下山門市営住宅五棟集会所	〃 〃 下山門団地五番
福重市営住宅第一集会所	〃 〃 福重団地一番

を

に改める。

30 ・ 9 ・ 18	発行年月日
4027 増刊①	番公 号報
規則	種 類
39	同番 上号
3 ） 5	ページ
	上
	下
	欄
	行
	備考
正誤表は次のとおり。	正
	誤

正

五十二の
の二
五十二の
三

債権差押通知書（電子債権記録
機関用）
担保権付債権差押通知書

三十一
条

三〇
三〇
三〇
条

に、

五十七

差押通知書

三十一
条

を

五十七

差押通知書（その一、その二、
その三）

三十一
条

に、

七十三の
二の四

法人県民税、法人事業税及び地
方法人特別税の徴収猶予（延長
）許可（不許可）（取消）通知
書

七十三の
二の五

供託原因消滅証明書（有価証券
用）

七十三の
二の六

供託原因消滅証明書（振替国債
用）

七十三の
二の七

証明書（供託物還付請求用）

三十九
条の
二の三

三十九
条の
二の四

三十九
条の
二の四

三十九
条の
二の四

三十九
条の
二の四

を

誤

五十二の
の二
五十二の
三

債権差押通知書（電子債権記録
機関用）
担保権付債権差押通知書

三十一
条

三十一
条

三十一
条

に、

五十七

差押通知書

三十一
条

を

五十七

差押通知書（その一、その二、
その三）

三十一
条

に、

七十三の
二の四

法人県民税、法人事業税及び地
方法人特別税の徴収猶予（延長
）許可（不許可）（取消）通知
書

七十三の
二の五

供託原因消滅証明書（有価証券
用）

七十三の
二の六

供託原因消滅証明書（振替国債
用）

七十三の
二の七

証明書（供託物還付請求用）

三十九
条の
二の三

三十九
条の
二の四

三十九
条の
二の四

三十九
条の
二の四

三十九
条の
二の四

を

七十五	七十三の 二の四	七十三の 二の五	七十三の 二の六	七十三の 二の七	七十三の 二の七
個人事業税課税標準額分割通知書(その一、その二)	法人県民税、法人事業税及び地方人特別税の徴収猶予(延長)許可(不許可)(取消)通知書	供託原因消滅証明書(有価証券用)	供託原因消滅証明書(振替国債用)	証明書(供託物還付請求用)	証明書(供託物還付請求用)
四十一条	三十四条の六 三十九条の二の三	三十四条の七 三十九条の二の四	三十四条の三 四十一条の三	三十四条の七 三十九条の二の四	三十四条の三 四十一条の三
を	に、				

七十五	七十三の 二の四	七十三の 二の五	七十三の 二の六	七十三の 二の六	七十三の 二の六
個人事業税課税標準額分割通知書(その一、その二)	法人県民税、法人事業税及び地方人特別税の徴収猶予(延長)許可(不許可)(取消)通知書	供託原因消滅証明書(有価証券用)	供託原因消滅証明書(振替国債用)	証明書(供託物還付請求用)	証明書(供託物還付請求用)
四十一条	三十四条の六 三十九条の二の三	三十四条の七 三十九条の二の四	三十四条の三 四十一条の三	三十四条の七 三十九条の二の四	三十四条の三 四十一条の三
を	に、				

八十二	
(削除)	
	五の五 二十条の三十 五の六 二十条の三十 五の七 付則八条の四 付則九条
	五 四十六条の 六 四十六条の 七 四十六条の 十 四十六条の 十一 四十七条 四十八条の 二
を	

八十二	
(削除)	
	五の七 付則八条の四 付則九条
十●● 条	七 四十六条の 十 四十六条の 十一 四十七条 四十八条の 二
を	